

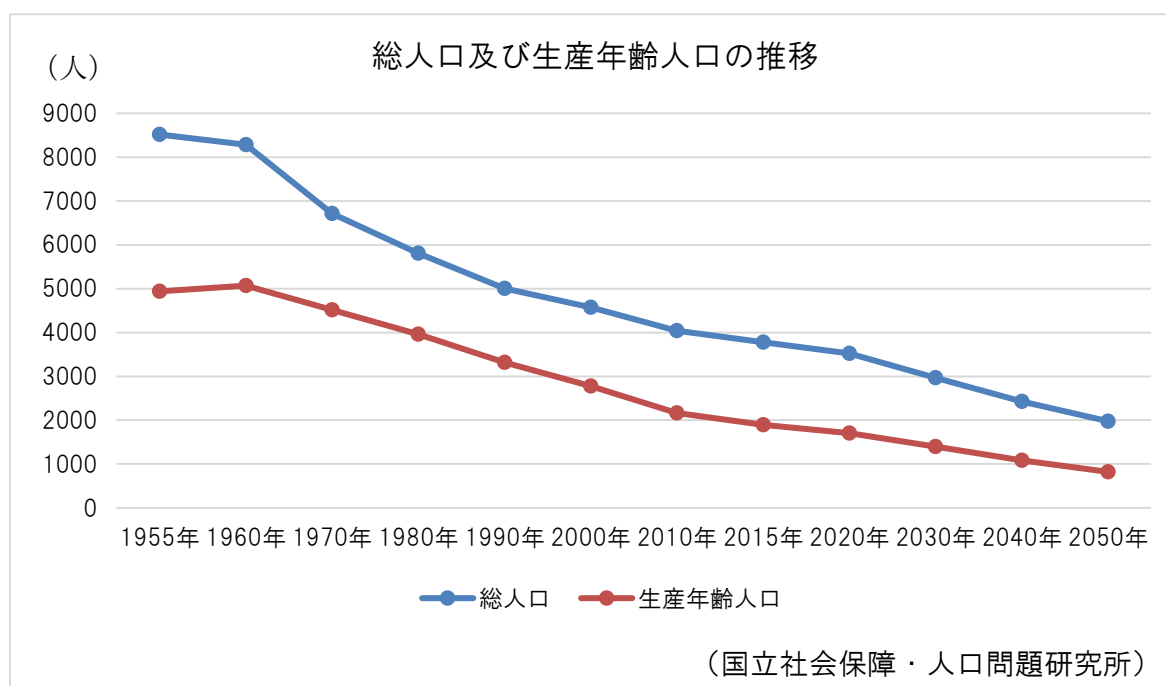
導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

比布町の人口は、1955 年（昭和 30 年）の 8,516 人をピークに減少し、2025 年（令和 7 年）4 月には 3,386 人（住民基本台帳）になり、2050 年には 1,976 人とピーク時の 23.2%まで減少すると推計されている。

生産年齢人口については、1960 年（昭和 35 年）がピークの 5,069 人であったが、2025 年 4 月には 1,600 人と少子高齢化の影響から減少傾向にあり、2050 年には 821 人まで減少すると推計されている。

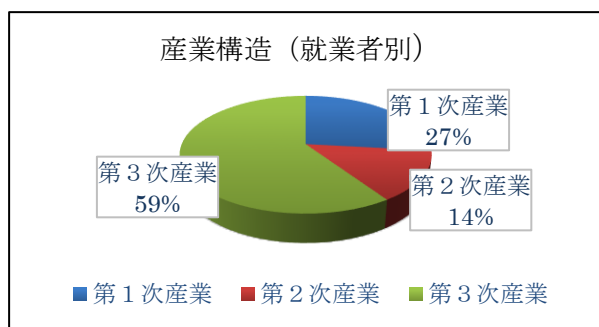


比布町の産業構造を就業者別でみると、第 1 次産業（農林漁業）が全体の 26.74%、第 2 次産業（建設業、製造業）が 13.84%、第 3 次産業（サービス業その他）が 59.42%となっている（令和 2 年国勢調査）。

また、主な業種構成をみると、農業が 26.19%、次いで医療・福祉が 13.62%、卸売業・小売業が 11.15%の順となっている。

比布町の商工業においては、事業所のほとんどが 30 人未満の事業所であり、比布町の商工業は中小企業によって成り立っている。これまで中小企業融資や商工業振興補助などの対策を講じてきたが、多くの事業所で従業員や後継者の不足に直面しており、加えて設備等の老朽化も進んでいる。

このような中であっても、次世代の担い手や新たな担い手になろうとする者にとって魅力ある企業へと発展していくために労働生産性の向上は不可欠である。



	就業者数	割合
第1次産業	487	26.74%
第2次産業	252	13.84%
第3次産業	1,082	59.42%

（2）目標

町内の中小企業が、従事者や後継者が不足する中においても、労働生産性を維持し、付加価値を高めるためには、設備投資に対する意欲を喚起し、かつ、支援していくことが必要である。このため、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、計画期間中に3件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（3）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

労働生産性の向上は比布町の全ての産業の目標であり、幅広い設備の導入が想定されることから、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

（1）対象地域

比布町は、基幹産業である農業を中心に、全区域にわたり多様な業種・事業によって成り立っていることから、本計画の対象地域は、当町の全域とする。

（2）対象業種・事業

地域経済の活性化のためには、比布町の基幹産業である農業をはじめとして、全ての業種で生産性向上を図ることが必要であるため、本計画で対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様であるため、本計画で対象とする事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年6月22日から令和9年6月21日までの2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等への導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 雇用への配慮

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 健全な地域経済の発展への配慮

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。